

監 査 報 告 書

令和8年6月18日

公立大学法人富山県立大学
理事長 山 本 修 殿

公立大学法人富山県立大学

監 事 林

衛 

監 事 堀 仁 志



地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条第5項並びに同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第11期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、理事長、副理事長（学長）、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会等に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、業務及び財産の状況を調査しました。

また、本法人におけるガバナンス体制や理事長、副理事長（学長）及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

公立大学法人富山県立大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査し、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実について、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 研究不正防止計画の整備及び運用に関する状況

研究不正防止計画の整備及び運用状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(5) 事業報告書

事業報告書は、公立大学法人富山県立大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(6) 財務諸表

財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び純資産変動の状況を適正に表示していると認めます。

(7) 利益の処分に関する書類（案）

利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

(8) 決算報告書

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

以上